

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株式公開企業として、資本市場における企業価値の最大化をコーポレート・ガバナンスの基本目標と考えております。そのため、株主の皆様や当社グループのサービス対象であるお客さまをはじめ、取引先、社員、地域社会等の当社グループを取り巻く利害関係者(ステークホルダー)との良好な関係を築くとともに、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識し、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることを、経営上最も重要な課題の一つとして位置付けております。こうした考えの下、2007年4月の会社設立以来、複数名の社外取締役を選任し、取締役会の諮問機関として任意の組織である指名報酬委員会を設置するなど、メディアビジネスと宇宙ビジネスを中心とした公共性の高い事業を展開する企業グループとして、経営の透明性・健全性の確保・向上に取り組んでおります。2015年度からは、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社独自の独立性判断基準を新たに策定しております。また、株主や投資家の皆様へは迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-1取締役会の役割・責務 補充原則4-1】

当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主・投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、事業単年度毎の見通しを公表することとしております。

現在当社は、中期経営計画は公表していませんが、取締役会に加え、社外取締役、社外監査役及びグループ会社役員も参加する役員集中討議等も通じて中期経営計画を含む経営方針・経営戦略に関する議論を積極的に行っており、その進捗状況の確認や分析を行い、必要に応じて適宜、計画や方針の見直しを行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社グループは、取引先との業務提携や関係維持・強化など合理的な理由がある場合に限り、政策保有株式を保有する方針ですが、半期毎に取組方針をレビューのうえ、取締役会にて検証を行い、保有意義が乏しく、かつ資本コスト適正性改善の見通しが立たないと判断された銘柄については市場の動向等に配慮しつつ売却・撤退を検討します。2020年度においては、この検証の結果、全ての保有株式について、保有意義を確認いたしました。

議決権の行使については、当該株式の保有目的を踏まえつつ、株式価値を向上させるものであるかどうかを議案毎に精査し、当社グループ内における所定の手続きを経て議決権を行使いたします。政策保有株主との取引については、政策保有株主に限らず全ての取引において規程に則り経済合理性を検証しているため、株主共同利益を害するような取引は行っておりません。

また、政策保有株主から売却の意向があった場合には、それを妨げることはありません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役の競業取引、利益相反取引、自己取引については取締役会での決議及び事後の報告を要することとしております。主要株主との取引については、必ず事前に審査を行い、株主共同の利益を害することがなく、合理的であるかどうかを確認した上で実行することといたします。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が社員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、資産運用委員会を設置し適切な運用を行っている伊藤忠連合企業年金基金で運営する基金型確定給付企業年金を導入しております。2021年6月より新たに、2021年6月1日時点で満60歳未満の正社員・契約社員に対して、伊藤忠連合企業年金基金の「確定拠出年金制度」を導入いたしました。また、同基金の代議員に当社より財務・経理に十分な知見を有する者を派遣しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 経営理念、経営戦略、経営計画

当社グループは、グループミッションとそれに基づき全役職員が遵守すべき行動指針を当社webサイト上に掲載しています。

<グループミッションと行動指針>

<https://www.skyperfectjsat.space/company/mission/>

<説明会資料>

<https://www.skyperfectjsat.space/ir/library/presentation/>

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書1.(1)コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方に記載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社の役員報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成されており、その支給割合の決定方針は、各事業年度における業績の向上並びに中長期的な企業価値の増大に向けた適切なインセンティブとして機能するよう考慮し、指名報酬委員会の答申を受けたうえで、決定しております。

なお、社外取締役の報酬については、その職責に照らしその独立性を重視する観点から、固定報酬のみとしております。

決定に際しては、報酬方針、配分体系及び運用における客観性を確保するために指名報酬委員会の答申を受けたうえで、取締役会が方針を決定し、指名報酬委員会が個々の取締役への固定報酬及び業績連動報酬の支給額を決定いたします。譲渡制限付株式の割当数の基準となる支給額(1年当たり)は、報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により定めます。なお、指名報酬委員会の構成メンバーとして選任される取締役は社外取締役を過半数とし、委員長(議長)を独立社外取締役とすることで、報酬決定の客観性・公正性を確保いたします。

(iv)経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補の指名に当たっての方針と手続

当社は、取締役会の諮問機関として、その過半数が社外取締役をもって構成され、独立社外取締役を議長とする任意の指名報酬委員会を設置し、役員の指名について独立性あるいは答申を行い、かかる答申に基づき、取締役会において、取締役及び監査役の選任議案の決定を行っております。また、代表取締役を含む経営陣幹部の選任及び解任については、取締役会において株主総会に付議することを決議し、株主総会で決定されます。指名報酬委員会については本報告書【任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性】をご参照ください。

(v)経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補の指名についての説明

社外取締役、社外監査役については、本報告書【取締役関係】、【監査役関係】をご参照ください。

その他の取締役の選任理由は以下に記載のとおりです。

また、株主総会招集ご通知参考書類にも、取締役候補者の選任理由、取締役の経歴を記載し、株主総会にお諮りしております。

<招集通知>

<https://www.skyperfectjsat.space/ir/stockinfo/meeting/>

<選任理由>

代表取締役会長 高田 真治:

通信・放送業界における幅広い知見と企業経営者としての豊富な経験に基づき、今後も業績向上に向けたグループ戦略の実現とグループ全体の監督を適切に行うことが期待できる

代表取締役社長 米倉 英一:

企業経営者としての高い見識と総合商社での豊富な経験・知見を有しており、強いリーダーシップで当社グループの経営を牽引しており、業績向上に向けたグループ戦略の実現とグループ全体の監督を適切に行うことが期待できる

取締役 福岡 徹:

行政分野における豊富な経験・知見を有しており、当社グループの事業成長と業績向上に向けた宇宙事業ビジョンの実現とグループ全体の監督を適切に行うことが期待できる

取締役 大松澤 清博:

通信業界における幅広い知見と企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社グループの事業成長と業績向上の実現とグループ全体の監督を適切に行うことが期待できる

取締役 小川 正人:

当社グループ会社における経営者としての豊富な経験とグループの事業全般における幅広い知見に基づき、当社グループの事業成長と業績向上に向けたメディア事業戦略の実現とグループ全体の監督を適切に行うことが期待できる

取締役 松谷 浩一:

当社グループ会社における経営者としての豊富な経験とグループの事業全般における幅広い知見に基づき、当社グループの事業成長と業績向上に向けた財務戦略の実現とグループ全体の監督を適切に行うことが期待できる

【補充原則4-1 取締役会の役割・責務(経営陣に対する委任の範囲)】

取締役会は、法令に規定される事項及び定款で定めた事項の他、中長期経営計画、年度経営計画、年度資金計画等、取締役会規程に定める事項(経営全般にわたる重要な各種計画、案件等)について決議をいたします。その他の業務執行については職務権限規程に基づき、当社の経営陣にその決定を委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は独立役員にかかる独立性判断基準を制定し、本報告書【独立役員関係】に記載しております。

【補充原則4-11 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、取締役の人数を定款にて16名以内と定めております。取締役会は、業務執行の重要な意志決定と経営の監視を行うという観点から、ジェンダーや国際性の面を含む多様性が重要であることを理解した上で、メディアビジネス、宇宙ビジネス、その他関連分野あるいは経営等に関する豊富な経験、高い見識に基づき多面的な議論が可能となるような人選を行っております。

また、取締役候補者の選任にあたっては、取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を構成する指名報酬委員会を設置し、独立性のある答申を行い、取締役会にて決議を行っております。指名報酬委員会については本報告書【任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性】をご参照ください。

【補充原則4-11 取締役・監査役のほかの上場会社の役員との兼任状況】

当社取締役、監査役の兼任の状況は、招集通知に開示しております。

<招集通知>

<https://www.skyperfectjsat.space/ir/stockinfo/meeting/>

【補充原則4-11 取締役会の実効性評価】

取締役会は、毎年各取締役の自己評価なども踏まえ、取締役会の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。2021年3月期の取締役会の実効性評価の方法及び結果の概要は以下のとおりです。

<取締役会の実効性評価の方法>

2021年2月に全取締役(11名)及び全監査役(4名)に対し、外部機関を利用して取締役会の構成、運営状況、審議内容及び経営課題等に関するアンケートを実施し、同年4月及び6月開催の取締役会において、結果報告、分析・評価、課題への対応策を検討・議論しております。

<取締役会の実効性評価結果の概要>

・常勤6名・非常勤5名(うち2名は独立社外取締役、3名は社外取締役)の各取締役は、各々の知識や経験に基づき効果的な発言や質の高い議論を行っており、取締役会としての実効性は十分確保されているものと評価しております。
・今後、ESG・SDGsを意識した中長期経営に関する議論の充実やグループガバナンスの強化等の課題に対し、取締役会議長及び取締役会事務局が中心となり、改善活動を実施してまいります。

【補充原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

新任の社外取締役、社外監査役に対しては、会社の経営・事業全般の説明、主要拠点の見学会等を行い、当社の事業内容や経営課題の理解を深められるよう努めております。就任後も、会社法等の関連する法令の改正や新たなリスクへの対応が求められる場合には適宜、セミナーや勉強会を実施するほか、外部研修の機会を提供しております。また、これらの実施状況は年に1回取締役会に報告いたします。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、代表取締役社長と最高財務責任者(CFO)である取締役が合理的な範囲で株主・投資家との建設的な対話を行い、広報・IR部がこれを補佐しております。広報・IR部は、経営陣及び関係部署と定期的に連携、情報共有を図り、四半期毎に行う決算説明会資料等の作成、情報提供を行っております。決算説明会の資料や動画・音声は当社webサイトに開示しております。本報告書[IRに関する活動状況]もご参照ください。

株主との対話を通じて把握された株主、投資家の意見や懸念は、四半期毎に投資家動向、IR活動の報告として財務・経理担当取締役(CFO)より取締役会に報告を行い、株主を含むステークホルダーの立場にも配慮した経営に努めております。

また当社は、情報開示規程、内部者取引管理規程、ディスクロージャーポリシーを定め、対話や情報提供に際して不正、不公平のないよう努めております。

<ディスクロージャーポリシー>

<https://www.skyperfectjsat.space/ir/policy/disclosure/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 	20%以上30%未満
---	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠・フジ・パートナーズ株式会社	76,568,800	25.77
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	26,057,000	8.77
日本テレビ放送網株式会社	20,891,400	7.03
株式会社TBSホールディングス	18,434,000	6.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,998,000	5.38
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	8,244,000	2.77
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,113,303	1.72
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	4,183,500	1.41
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	4,158,143	1.40
株式会社電通グループ	4,059,400	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 

上記大株主の状況は2021年3月31日時点のものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中谷 巖	他の会社の出身者											
小杉 善信	他の会社の出身者											
藤原 洋	他の会社の出身者											
大賀 公子	他の会社の出身者											
清水 賢治	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中谷 巖	○	-	経済・経営分野における高度な専門性に基づいた助言により、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できる また、当社の独立性判断基準及び当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある事項に該当しておらず、独立性を有する

小杉 善信		-	企業経営者としての高い見識と放送業界における豊富な経験・知見に基づいた助言により、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できる
藤原 洋	○	-	情報・通信分野における豊富な経験・知見に基づいた助言により、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できる また、当社の独立性判断基準及び当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある事項に該当しておらず、独立性を有する
大賀 公子		-	企業経営者としての高い見識と通信業界における豊富な経験・知見に基づいた助言により、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できる
清水 賢治		清水 賢治氏は、2004年7月から2005年6月まで㈱スカイパーフェクト・コミュニケーションズ(現スカパーJSAT(株))の業務執行者であり、また、2005年7月から2006年6月まで㈱スカパー・ウェルシンク(現スカパーJSAT(株))の業務執行者であった。	企業経営者としての高い見識とメディア事業における豊富な経験・知見に基づいた助言により、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できる

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役会の諮問機関としてその過半数が社外取締役をもって構成され、社外取締役を議長とする指名報酬委員会を設置しております。委員の任期は1年としており、本報告書提出時点の委員は、中谷巖社外取締役(議長)、藤原洋社外取締役、大賀公子社外取締役、清水賢治社外取締役、米倉英一代表取締役社長の5名です。なお、委員会運営にあたり事務局を設置しております。

同委員会では、役員候補者の推薦、代表取締役及び役付取締役の推薦、役員報酬案や役員報酬制度のあり方並びにこれらに関連する事項について審議し、独立性のある答申を行っております。また、同委員会で行う審議事項に関連するコーポレート・ガバナンスの課題への対応の検討、運用状況のモニタリングも行っております。

なお、同委員会は、2020年7月から2021年6月までの間に10回開催し、同期間における委員の出席率は100%となっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人は有限責任監査法人トーマツです。同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及び監査の実施体制等を総合的に勘案した結果、適切な監査が実施されることが期待できると判断したため、選任しております。

監査役会は会計監査人から随時監査に関する報告を受け連携いたします。内容は相互の監査計画の説明及び調整、会計監査人による四半期毎の会計監査についての監査役による聴取と確認が中心です。

内部監査部は部長1名、部員9名で構成され、内部監査の独立性・客観性を担保するため社長直轄の組織としております。

同部は、代表取締役社長の承認を得た年度内部監査計画に基づき、当社グループを対象に、内部統制の整備・運用状況、経営諸活動に関するプロセスの遂行状況を評価し、これに基づき助言・提言を行っております。監査結果は代表取締役社長及び監査役に随時報告すると共に、内部

監査部長は代表取締役社長及び監査役と原則毎月会合を持ち相互の意思疎通を図っております。会計監査人とは双方の監査計画や結果等について随時情報交換を行い連携しております。また、同部は金融商品取引法に基づき独立部署として財務報告に係る内部統制の有効性評価を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川 晃	他の会社の出身者													
高橋 勉	公認会計士													
大友 淳	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 晃	○	-	国際的な金融分野での事業経営における豊富な経験に基づく助言及び経営・執行等の適法性について中立的な監査を行うことが期待できる また、当社の独立性判断基準及び当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある事項に該当しておらず、独立性を有する
高橋 勉	○	-	会計分野における高度な専門性及び豊富な監査経験に基づく助言及び経営・執行等の適法性について中立的な監査を行うことが期待できる また、当社の独立性判断基準及び当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある事項に該当しておらず、独立性を有する
大友 淳		-	放送業界に関する幅広い見識に基づく助言及び経営・執行等の適法性について中立的な監査を行うことが期待できる

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

(独立性判断基準)

当社は社外役員の独立性を客観的に判断するため、会社法及び当社が株式を上場する金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下の基準に該当する場合には独立性がないと判断しております。

1. 当社及び当社の重要な事業子会社であるスカパーJSAT(株)との直近事業年度における取引高が、当社連結売上高の2%を超える取引先の業務執行者
2. 当社及び当社の重要な事業子会社であるスカパーJSAT(株)との直近事業年度における取引高が、その会社の売上高の2%又は1億円のいずれか高い方を超える取引先の業務執行者
3. 当社及び当社の重要な事業子会社であるスカパーJSAT(株)から、直近事業年度において役員報酬以外に10百万円又はその団体若しくは個人の売上高の2%のいずれか高い方を超える金銭その他の財産を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人若しくはコンサルティング会社等に所属する者
4. 二親等以内の親族が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び部長格以上の重要な使用人に該当する者
5. 1～3に該当する者の二親等以内の近親者(但し、重要な使用人に該当しない者を除く)

(軽微基準)

当社は「取引」又は「寄付」について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準として、以下の基準を下回る規模の取引又は寄付しかない場合には、当該取引先との取引又は当該取引先への寄付が、当該社外役員の独立性に与える影響はないと判断し、記載を省略しております。

1. 直近事業年度における当社との取引額が10百万円未満であること
2. 直近事業年度における当社からの寄付額が10百万円未満であること

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として連結当期純利益及びセグメント利益を掲げ、役員ごとに設定している目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績連動報酬として毎年一定の時期に支給することとしています。業績指標として連結当期純利益及びセグメント利益を選定した理由は、当該指標が当社の短期及び中長期的な業績への貢献度を総合的に判断できるものであり、役職員全員が共有できる客観的かつ定量的な評価指標であると考えているためです。

業績連動報酬の額の算定方法は、毎事業年度ごとに役位別の報酬額に業績の達成状況に応じた一定の係数を乗じて算出される定量評価部分に、特殊要因や突発事項等の変動要素を調整・考慮するために指名報酬委員会が定める一定の調整係数を乗じて支給額を決定しております。定量評価部分の係数(役位別の業績報酬額に乘じられる一定の係数)につきましては、単年度の業績指標の目標として連結当期純利益及びセグメント利益を掲げ、役員ごとに設定している目標値に対する達成度合いに応じて指名報酬委員会が決定しております。なお、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による損益への影響が限定的であったことをふまえて修正した連結業績目標により評価しております。

取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、2020年7月30日開催の第13回定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度を導入しており、毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対し普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、譲渡制限解除は役員退任時を原則とします。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は年額60百万円以内とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は年26万株以内とします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

[2020年度実績]

取締役(うち社外取締役)11名(5名)144百万円(36百万円)

*報酬等の総額には、当事業年度の業績連動型報酬として支給予定の額を含んでおります。

*上記報酬等の総額には、当社子会社の取締役を兼務した当社取締役に対する当該子会社の役員報酬総額156百万円(固定報酬111百万円、業績連動報酬45百万円)は含まれておりません。

*株主総会決議(2008年6月27日定時株主総会)による報酬限度額は、年額300百万円以内(うち社外取締役分は60百万円以内)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

当社は委員会設置会社ではありませんが、当社任意の組織かつ取締役会の諮問機関として、その過半数が社外取締役をもって構成され、社外取締役を議長とする「指名報酬委員会」を設置し、役員の指名、報酬の設定について独立性のある答申を行うこととしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の補佐は、経営企画部が行っており、取締役会及び監査役会の資料については、緊急性の高いものを除き、社外取締役・社外監査役に事前送付及び必要に応じ事前説明を実施しています。

また、ニュースリリース等の対象となる事項は、重要性に応じ取締役会決議に基づき決定されますが、それ以外の開示資料についても、社外取締役・社外監査役に対し開示時刻と同時に電子メールにて個別送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、11名(男性10名・女性1名)で構成され、うち常勤6名・非常勤5名(全員が社外取締役)であります。取締役は、原則1ヶ月毎及び必要に応じて臨時に開催し、当社案件及び子会社における重要案件も含めて重要な業務執行について審議・決定し、また重要な発生事実等についても各社からの報告により情報の共有を行います。また、企業経営者としての経験が豊富である社外取締役5名の選任は、当社の取締役会における多面的な議論展開を可能とし、当社グループのガバナンスの実効性を高めるものと考えております。

なお、2020年度の実効性の出席率は98.7%となっております。

(2) 経営会議

当社は、代表取締役社長の業務執行上の意思決定を支援する目的で、業務執行における諮問機関として経営会議を設置しております。経営会議は必要に応じて開催し、当社及び子会社の業務執行に関わる重要事項について協議するとともに、子会社の営業状況の進捗を管理するなど、情報共有とグループガバナンスの一助としております。

(3) 監査役

当社は、監査役4名(うち常勤2名)で構成される監査役会を設置しており、うち3名が社外監査役であります。監査役は、取締役会及び経営会議等重要会議に出席し、積極的に意見陳述を行うとともに、年間監査役監査計画に基づき、各部や子会社の調査を行い、取締役の業務執行を監査しております。監査役会は、基本的に月1回開催し、各取締役他中核社員、ならびに子会社監査役との意見交換等、常勤監査役による日常の監査実施状況につき非常勤監査役と共有しつつ、会社法及び金融商品取引法に基づくグループ内部統制システムの整備状況、グループコンプライアンス体制、上位リスクへの対応状況の検証やフォロー等、重点監査項目を中心とした網羅的な監査を実施しております。また、会計監査人から随時監査に関する報告を受けるとともに、内部監査部から内部監査の状況について報告を受けております。

なお、2020年度の実効性の出席率は100%となっております。

(4) 各種委員会等

当社は、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、役員の指名、報酬の設定について独立性のある答申を行なうこととしております。また、代表取締役社長の諮問機関として「情報開示委員会」を設置しており、適時かつ正確な開示の観点から、代表取締役社長への意見の具申を行っております。

(5) 内部統制推進部

会社法、会社法施行規則および金融商品取引法に定める当社グループの適正を確保するため、内部統制の推進役を担う部署として設置しております。

(6) 社外取締役に係る事項

上記(1)に記載しております。

(7) 監査役監査及び内部監査の状況

「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外監査役のサポート体制」、「社外監査役の選任状況」等の欄をご参照下さい。

(8) 会計監査の状況

- a. 監査法人の名称: 有限責任監査法人トーマツ
- b. 継続監査期間: 25年間
- c. 業務を執行した公認会計士: 小野 英樹、男澤 江利子、佐瀬 剛
- d. 監査業務に係る補助者の構成: 公認会計士: 7名、公認会計士試験合格者: 3名、その他: 20名
- e. 監査法人の選定方針と理由:

同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及び監査の実施体制等を総合的に勘案した結果、適切な監査が実施されることが期待できると判断したためであります。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

(9) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、定款第26条第2項及び第35条第2項で取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役の責任限定契約に関して規定しております。当社が取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

【ガバナンス体制の選択の理由】

当社は監査役(監査役会)設置会社として、監査役による経営監視を十分機能させることで監視・監督機能の充実と経営の透明性、健全性を確保

しております。監査役による経営監視を主軸とした企業統治体制に加えて、取締役会による経営監督の実効性と経営の透明性、健全性を強化・向上させることを目的に、独立性の高い社外取締役、社外監査役を複数名選任するとともに、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を任意で設置しております。この「指名報酬委員会」は、その過半数が社外取締役をもって構成され、社外取締役を議長としており、役員の指名、報酬の決定において独立性のある答申を行うこととしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として法定期日より早く株主総会招集通知を発送する予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	なるべく多くの株主様に参加していただくために、原則として集中日を回避して株主総会を開催する方針ですが、結果として諸般の事情により止むを得ず集中日となる場合もあります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法(インターネット)による議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、機関投資家の議決権行使にあたっての利便性向上に資するべく、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外機関投資家の議決権行使にあたっての利便性向上に資するべく、当社webサイト、東京証券取引所webサイト内上場会社情報及び議決権電子行使プラットフォーム上に、招集通知の英訳を掲示しております。
その他	議決権行使の円滑化を目的とし、当社webサイトに株主総会招集通知、及び招集通知に際してのインターネット開示情報を掲載しています。また、株主総会後も決議通知及び議決権行使の最終集計を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を定期的に行い、IR担当取締役がメディア事業と宇宙事業の戦略について説明しております。 2020年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大により対面型の個人投資家向け説明会の開催が困難な状況下、DX環境を活用したオンライン型個人投資家向け説明会を複数回実施しております。 【2020年度の実績】 オンライン型会社説明会(2020年12月、LIVE視聴約500名、仁藤取締役) オンライン型会社説明会(2021年3月、LIVE視聴約1200名、仁藤取締役) 【2019年度の実績】 石川(2019年11月、90名、スカパーJSAT株式会社執行役員) 埼玉(2019年11月、20名、スカパーJSAT株式会社執行役員) 東京(2019年12月、300名、仁藤取締役) 大阪(2019年12月、350名、仁藤取締役) 福岡(2020年2月、80名、仁藤取締役) 鹿児島(2019年2月、30名、仁藤取締役) 役職は実施当時	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎にアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長及びIR担当取締役より、決算状況、事業戦略等について説明しております。また、その模様は当日中に動画・音声配信を当社webサイトからご覧いただけるようにしております。	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、米国、アジア地域に対し、毎年1回以上の訪問を実施しております。ただし、2020年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大により対面型の海外機関投資家訪問が困難な状況下、DX環境を活用したオンラインによる海外投資家との面談を複数回実施しております。 【2020年度の実績】 証券会社主催オンライン型海外投資家カンファレンス(2021年2月、仁藤取締役CFO) 役職は実施当時 【2019年度の実績】 米国(2019年7月、米倉代表取締役社長) 英国(2019年9月、米倉代表取締役社長) 2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、その後の海外訪問を中止いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL https://www.skyperfectjsat.space/ir/ 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知やESGに関する情報等を和文・英文(一部除く)で掲載しております。 また、スカパーJSATレポートや株主通信等の任意開示資料やESGに関する情報等も掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 広報・IR部 IR事務連絡責任者: 當時久保 範一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「グループ役職員行動規範」を定め、ステークホルダーからの期待に応えるべく行動基準の周知・励行を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	財務情報に加え非財務情報を掲載した「スカパーJSATレポート」(和英)を年1回発行し、事業を通じた環境保全活動や社会貢献活動をご紹介します。また、当社webサイトにも公開し、広く閲覧いただけるようにしております。 ・事業を通じた社会貢献 東南アジア教育支援、災害医療支援 ・事業を通じた環境保全 次世代風力発電と衛星通信を組み合わせたサービスの事業化
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等を策定するにあたり、代表取締役社長の諮問機関として「情報開示委員会」を設置しており、適時かつ正確な開示の観点から、代表取締役社長へ意見を具申しております。

その他

<女性の登用に関する現状>

女性取締役・・・1名(取締役11名中)

女性管理職比率・・・10.2%(2021年3月31日時点:スカパーJSAT(株))

<女性の活躍の方針・取り組み>

当社グループの重要な事業子会社であるスカパーJSAT(株)では、従前より社員が子育てや介護をしながら仕事と家庭を両立しつつ、持てる力を十分に発揮できるような環境整備を進めており、子育て中の方を応援する育児セミナーの開催や、復職後の社員が時間的制約等乗り越え働きやすい環境を整えるため、育児短時間勤務、ベビーシッター利用料の補助などの施策を拡充してきました。これらの取り組みの結果、育児休業からの復職率は100%となっています。次世代育成支援対策推進法に基づき、2011年より一般事業主行動計画を策定し、各施策を実行してきましたが、2011年からの第1期、2014年からの第2期、2017年からの第3期、いずれも「くるみん」の認定を受けております。現在は、女性活躍推進法との一体型として行動計画を定め、施策を実行しています。

1.計画期間:2020年4月1日から2025年3月31日

2.目標

(1)在宅勤務やテレワークの利用を現在の42%から80%に上げて、柔軟な働き方を定着させる

(2)産休・育休からの復職率100%を維持する

(3)女性のキャリア形成を支援する教育訓練を、計画期間内に3回以上実施する

3.取組内容

(1)在宅勤務やテレワークをしやすい環境と仕組みを整備し、提供する

(2)育休復職者に対してキャリアコンサルタントによるキャリア面談を実施する

(3)経営層、管理職を対象とした、ダイバーシティ、キャリア形成支援教育を実施する

また、社員一人ひとりの生産性向上、人財の活躍を推進するために、テレワーク勤務制度を拡充し、全社員に導入しています。ワークライフバランス充実と合わせて、社員の自律性・自発性を促進し、多様な働き方に対応する職場環境の整備を行っています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、その基本方針を取締役会で決議したとおり整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「スカパーJSAT グループミッション」及び「スカパーJSAT グループ行動指針」を基に、取締役及び使用人が法令等(定款・社内規程・企業倫理含む)を遵守(以下「コンプライアンス」という)した行動をとるため、スカパーJSAT グループコンプライアンス基本規程及びグループ役職員行動規範を定める。
- (2)コンプライアンス統括責任者を任命し、コンプライアンス統括責任者を委員長とするコンプライアンス委員会及びその事務局としてコンプライアンス推進事務局を設置する。委員長は、コンプライアンス委員会に、コンプライアンスを社内に着実に定着させていくための仕組み(以下「コンプライアンスプログラム」という)に関する事項及びコンプライアンス上の問題等、コンプライアンスに関わる事項を付議し、審議結果を取締役会に適宜報告する。
- (3)コンプライアンスを社内に着実に定着させていくため、全社のコンプライアンスプログラムの維持・管理及びコンプライアンスプログラムに関わる取締役及び使用人への教育・研修等を行う。
- (4)内部監査部門により、コンプライアンスの状況を監査する。
- (5)当社の事業活動又は取締役及び使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに社内及び社外に設置する窓口に通報・相談するシステムとして、「コンプライアンスヘルプライン」を整備する。
- (6)市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的な団体・個人に対する一切の関係を遮断し、名目に関わらずいかなる利益の供与も防止する体制を整備する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)情報の保存及び管理に関する規程を定め、取締役会の職務執行に係る情報については、当該規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- (2)取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに、本社において閲覧が可能となる場所に保管する。
- (3)情報セキュリティ基本方針及びその他情報セキュリティ関連規程に従い、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図るとともに、各種情報資産への脅威が発生しないよう適切な体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)業務執行に係るリスクを総合的に認識・評価し適切なリスク対応を行うために、リスクマネジメント規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- (2)リスク管理の実効性を確保するため、リスクマネジメント統括責任者を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置する。
- (3)リスクマネジメント委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係わるリスクの評価及びリスクの予防措置の検討等を行うとともに、個別事案の検証を通じて、全社的なリスク管理体制の整備を図る。
- (4)不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- (5)内部監査部門により、リスク管理の状況を監査する。
- (6)リスクマネジメント統括責任者が、リスク管理の状況等につき、取締役会に適宜報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、決裁に関する職務権限規程において、社長決裁等の決裁権限を定め、必要に応じて社長決裁を行うための諮問機関である経営会議にて審議の上、執行決定を行う。
- (2)取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織及び業務分掌に関する規程において各部門の業務分担を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5. 財務報告の適正を確保するための体制

当社グループの連結財務報告の適正を確保するため、当社及び対象子会社に、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするための体制(財務報告に係る内部統制)を整備し運用する。

6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社の経営理念を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、取締役の職務執行の一定の事項(内部統制に係る事項を含むがこれらに限らない。)について子会社に報告を求めるとともに、各種連絡会・協議会等を設置し、積極的な情報共有を図り、子会社の経営管理を行う。また、効率的なグループファイナンス(キャッシュ・マネジメント・システム)導入等により、経営の効率化を確保する。
- (2)「スカパーJSAT グループミッション」及び「スカパーJSAT グループ行動指針」並びに、スカパーJSAT グループコンプライアンス基本規程及びグループ役職員行動規範に基づき、子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行うものとする。また、各子会社において、当社に準拠したコンプライアンスプログラムを整備し、コンプライアンスの周知・徹底及び推進のための教育・研修を支援する。
- (3)各子会社からの通報・相談を受け付けるシステムとして当社グループの「コンプライアンスヘルプライン」を整備する。
- (4)取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、並びに、損失の危険の管理に関する規程その他の体制等を整備するにあたり、リスクマネジメント委員会において子会社のリスク管理方針の決定や子会社の個別事案の検証を実施する等、子会社と一体となった体制整備を行うほか、子会社の規模・業態等に応じて、子会社における体制整備を支援する。
- (5)内部監査部門により、子会社に対する内部監査を実施し、その結果を当社及び当該子会社の取締役に報告する。

7. 監査役を補助する使用人の体制並びにその補助する使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制

- (1)内部監査部門が必要に応じて監査役の監査を補助する旨、職務分掌で明確化する。
- (2)内部監査部門の監査役の職務を補助する使用人は、監査役からの要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役の同意を得なければならない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項、監査役が出席する会議体、監査役が閲覧する書類等を明確に定め、取締役及び使用人に対して周知徹底を図る。
- (2)上記にかかわらず、監査役が、必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提

示を求めることができるものとする。

(3)監査役が子会社の監査役との定期的な情報交換を行うことができる体制を整備する。また、内部監査部門により、監査役に対し子会社の監査結果の報告を行う。

(4)当社グループの「コンプライアンスヘルプライン」の内部通報状況について、遅滞なく監査役に報告する。

(5)内部通報に関する規程において、当社グループの「コンプライアンスヘルプライン」への通報内容が監査役へ報告されたことを理由として、当該報告を行った当社グループの取締役及び使用人に不利な取扱いが行われないことを確保する。

9. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役社長は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合をもつこととする。

(2)内部監査部門は、内部監査の計画及び結果の報告を監査役に対しても、定期的及び必要に応じ随時行い、相互の関係を図る。

(3)監査役の必要に応じて、弁護士、その他外部の専門家に相談ができる体制を確保し、当該相談に要する費用その他監査に係る諸費用について、監査の実行を担保するべく予算を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【基本方針】

当社は「スカパーJSATグループ役職員行動規範」において反社会的勢力との関係断絶を謳っており、当社グループの全役職員はこの遵守に努めております。

【整備状況】

(1)対応統括部署は総務部とし、不当要求防止責任者は総務部長が務めております。

(2)特殊暴力防止対策連合会(以下特防連という。)に加盟して外部専門機関との連携を密にすると共に、専任者が持つネットワークにより連携を強化しております。

(3)特防連より反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、担当者を通じた同情報の収集および管理を行っております。

(4)特防連作成のビデオおよびDVD等の資料を参照し、平時から従業員の安全を確保しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 適時開示体制の状況

当社は、上場企業として資本市場における企業価値の最大化をコーポレートガバナンスの基本目標とし、その目標を達成するため、経営の執行と監督を分離して、迅速かつ効率的に経営意思を決定・遂行する執行機能と経営の監督機能とが有機的に働く体制を目指しています。当社のコーポレートガバナンス体制図は*3の通りです。また、会社情報の適時・適切な開示がこのような資本市場における企業価値の最大化のための大前提との考えに基づき、金融商品取引法により定められたフェア・ディスクロージャー・ルールに則り、公平な情報開示を行います。

(2) 情報開示委員会の役割と機能

当社は会社情報の開示にあたって、金融商品取引法や東京証券取引所(以下、東証)が定める有価証券上場規程等の関連法・規則に従い上場会社として適時かつ適正な経営情報を開示することに加え、メディア事業及び宇宙事業を基盤とする企業グループとして、顧客、加入者、取引先をはじめとする当社関係先に対し迅速かつ公正に情報を開示すること及び社会的存在である企業として社会に対し迅速かつ公正に情報を開示すること、の3点を目的として、信頼性の高い情報開示体制を構築することが必要との認識から、持株会社設立時より、代表取締役社長の諮問機関として情報開示委員会を設置し、原則週1回開催しております。情報開示担当取締役(東証に届け出ている情報取扱い責任者)を委員長として、代表取締役社長及び常勤取締役等により構成され、常勤監査役がオブザーバーとして参加するとともに、広報・IR部を事務局として、重要な事業子会社であるスカパーJSAT(株)等の連結子会社を含めた適時開示の検討・確認機関として機能しています。

(3) 情報開示委員会の運用の状況

情報開示を行う事項については、東証有価証券上場規程を前提に、業務内容や事業展開上の重要性等を勘案して開示の必要性及び開示内容の検討・確認を行います。情報開示にあたっては、原則として広報・IR部がTDnetへの登録及び必要に応じて記者会見、資料投函等の方法によって実施しております。また、公表した情報は自社のIR情報ホームページにも掲載しております。情報開示委員会の設置及び情報開示に関わる諸手続きを情報開示規程として整備し、継続的かつ統一的な運用に留意しています。

(4) 重要性や緊急性に応じた決議体制等の状況

持株会社である当社の経営会議(原則として毎月1回に加え必要に応じ開催)及び取締役会(原則として毎月1回開催)には事業会社における経営会議付議事項及び取締役会付議事項が、案件の重要性に応じ付議されており、有価証券上場規程上の適時開示事項の決議はほぼ当社の決議を経て決定される体制になっております。また、緊急性の高い事項の開示については、定時以外に臨時委員会を招集し、検討・確認を行っております。

* 開示関連各部の役割と作成書類

広報・IR部

(開示上の機能)投資家向け広報、東証窓口、メディア向け広報

(作成開示書類) ニュースリリース、株主通信、アニュアルレポート、その他IR資料 等

経理部

(開示上の機能)法定開示書類の作成、財務局窓口

(作成開示書類)事業報告、決算短信、有価証券報告書、臨時報告書 等

